

2024年4月12日

一般社団法人日本保険薬局協会
正会員各位

一般社団法人 日本保険薬局協会
デジタル推進委員会

「マイナンバーカードをお持ちですか？」キャンペーン第2弾 ーマイナ保険証の利用促進における効果的なアクションー

平素より当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナ保険証の利用率の現状を踏まえ、厚生労働省は12月2日の現行保険証の発行終了までの間に多くの国民がマイナ保険証を利用してもらうために、2024年5月から7月をマイナ保険証利用促進の「集中取組月間」と定め、医療機関・保険者・経済界の代表が集う4月25日の日本健康会議で「利用促進宣言」を行い、これを皮切りに取組みをスタートさせる予定です。

弊会は、昨年10月より「マイナンバーカードをお持ちですか？」キャンペーンとして、会員の皆様とともに、マイナ保険証の利用促進に向けて積極的に取り組んでまいりました。会員及び管轄薬局の皆様のご尽力により、マイナ保険証利用率は全国平均よりも高い水準で推移していると推測できますが、一方で、会員企業間、薬局間の差も生じております。

このような背景から、「マイナンバーカードをお持ちですか？」キャンペーン第2弾を企画いたしました。キャンペーン第2弾では、実際にマイナ保険証利用率の高い薬局が行っている啓発活動をマイナ保険証利用促進における効果的なアクションとして紹介させていただきますので、別添資料をご参照ください。

患者、薬局、薬剤師がそれぞれの立場で、医療DXの意義を実感できるよう会員の皆様とともに、マイナ保険証の利用促進に向けて引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。本キャンペーンの取り組みを、ぜひ基本業務としていただけるよう、薬局現場へのアナウンスをお願い申し上げます。

以上

「マイナンバーカードをお持ちですか？」

キャンペーン第2弾

一般社団法人 日本保険薬局協会
デジタル推進委員会

2024年4月

キャンペーン第2弾

昨年10月来「マイナンバーカードをお持ちですか？」キャンペーンを実施。その後、厚生労働省において「紙保険証の廃止が令和6年12月に決定」「支払基金より支援金支給」「利用率を指標とする加算の設定」等の施策が進められている。そこでキャンペーン第2弾を実施する。

✓ 掲示物と動線の点検をお願いします

- ❑ 薬局及びWEBサイトにおいて、患者の目につく場所に掲示されているか
- ❑ 利用しやすい動線となっているか
- ❑ 紙保険証を前提とするような旧バージョンの掲示等、古い情報の掲示がないか
- ❑ 動画、ステッカー、チェックリスト等の推進ツールを活用すること

✓ マイナンバーカード利用の声かけをお願いします

- ❑ 受付の際、「マイナンバーカードをお持ちですか？」と、患者への声かけを基本業務とすること
- ❑ マイナ保険証受付率5%以下の場合は、声かけが徹底されているか確認すること
- ❑ 受付時だけでなく薬剤交付時、後日フォローアップ時など、複数回の声かけが効果的
- ❑ 掲示や声かけだけでなくチラシ配布が効果的
- ❑ 利用されない理由に応じて、説明や相談に対応をすること
- ❑ レセコンや薬歴を用いて患者一人ひとりへの声かけ状況をスタッフ間で共有し、薬局全体として推進すること

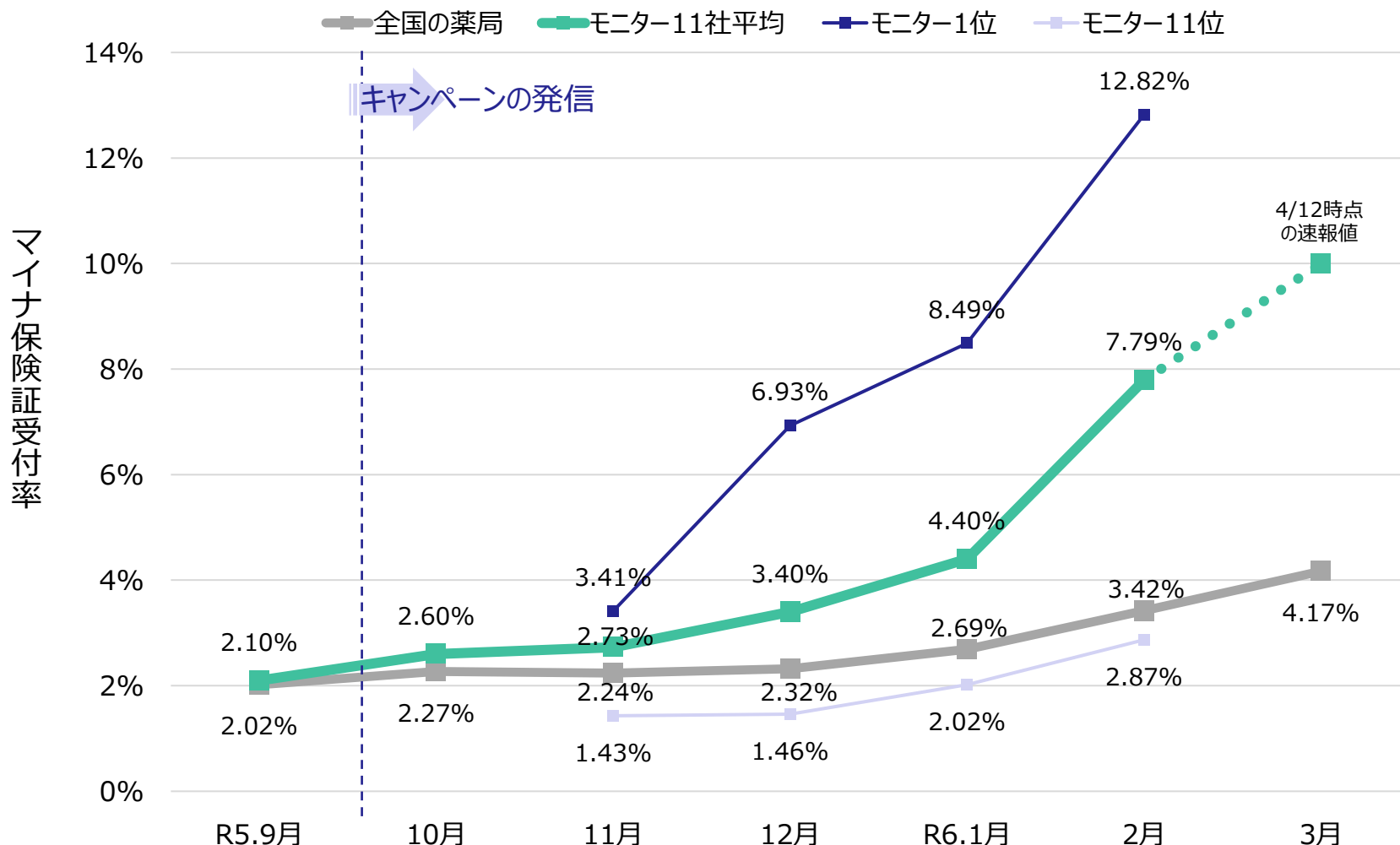
✓ 情報を活用した指導をお願いします

- ❑ マイナ保険証受付時の患者同意に基づき閲覧可能となる診療情報や薬剤情報、健診情報の閲覧及び活用を基本業務とすること
- ❑ 閲覧できる情報を患者と一緒に確認すること

▶ マイナ保険証利用率の高い薬局が行っている啓発活動を効果的なアクションとしてまとめた

マイナ保険証受付率の推移

NPhA加盟11社においてマイナ保険証受付率のモニタリングを実施しており、11社の平均値は全国の薬局平均の倍以上の実績となっている。



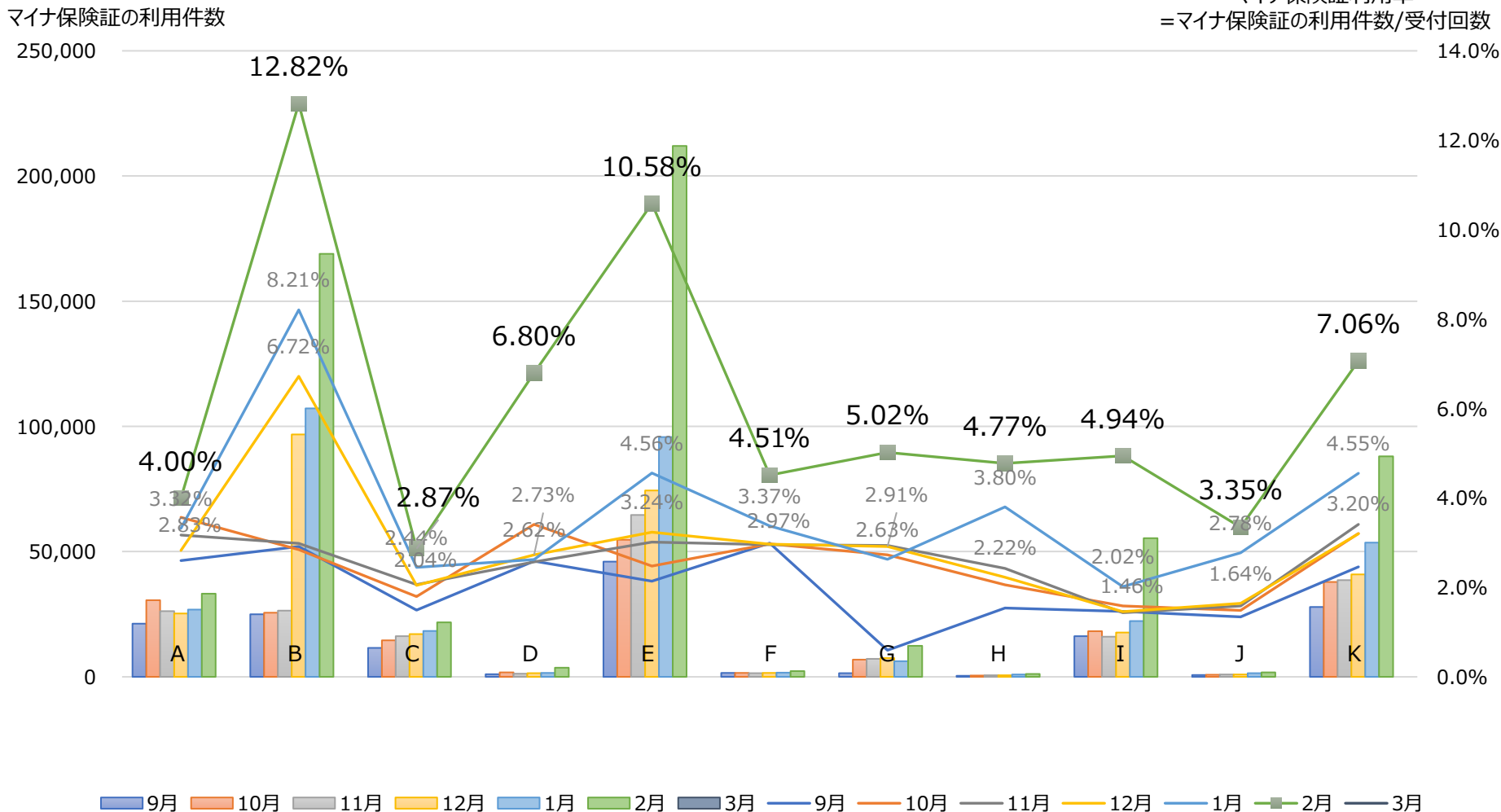
▶ 全国：20240410社会保障審議会（医療保険部会）資料より

▶ モニター：厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室と連携し「受付回数に対するマイナンバーカード利用割合」のモニタリングを実施中（11社参加）

厚労省提供) マイナ保険証の利用状況の変化 (令和5年9月~令和6年2月)

モニター11社においては、全社で実績は伸びているものの、企業間の差は開いてきている。

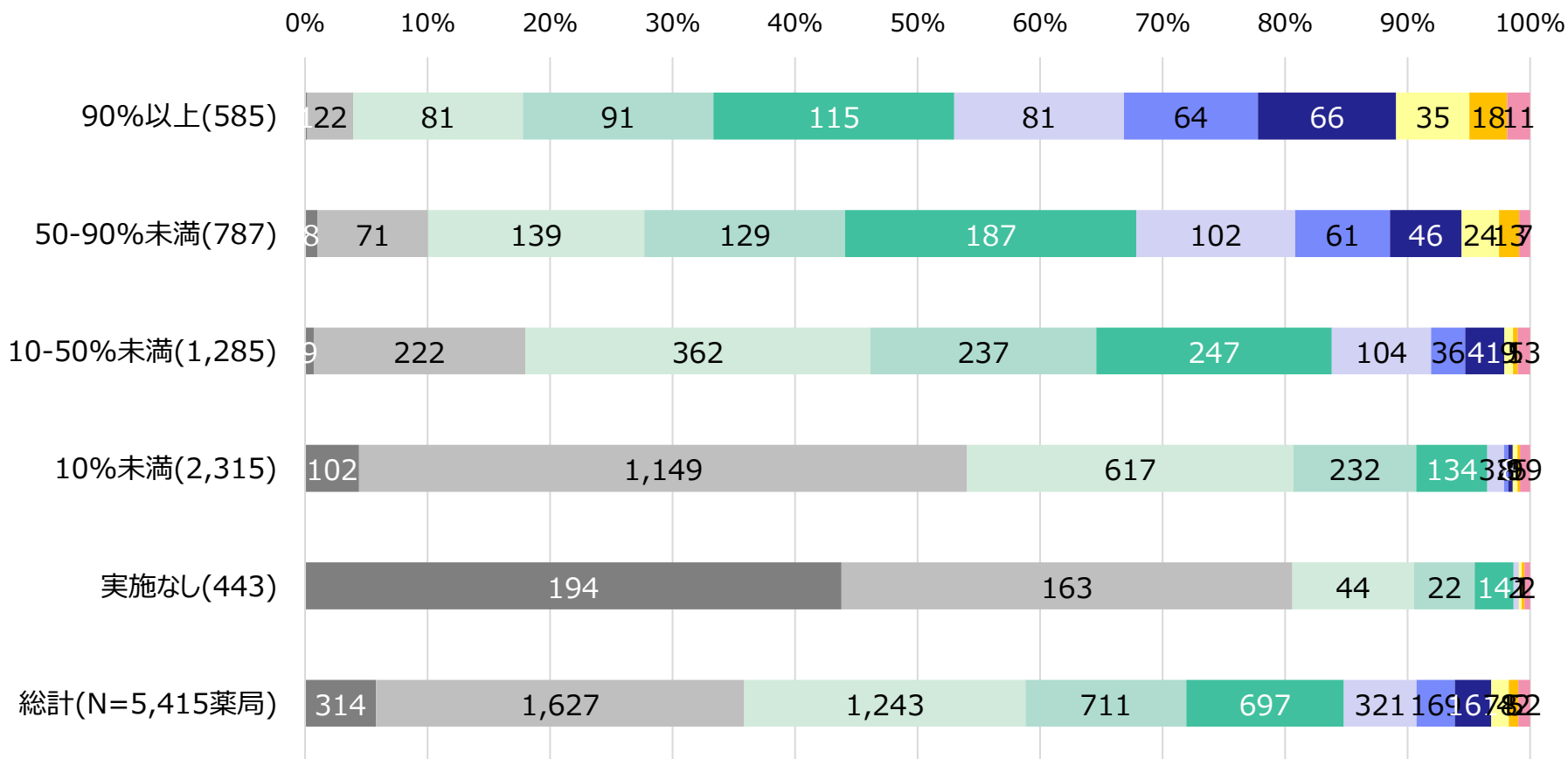
マイナ保険証利用状況



マイナ保険証 声かけ × 23/11月実績

マイナ保険証の持参確認や利用の声かけ割合が高いほど、マイナ保険証受付割合が高い傾向が見られた。

マイナ保険証利用の声かけ割合



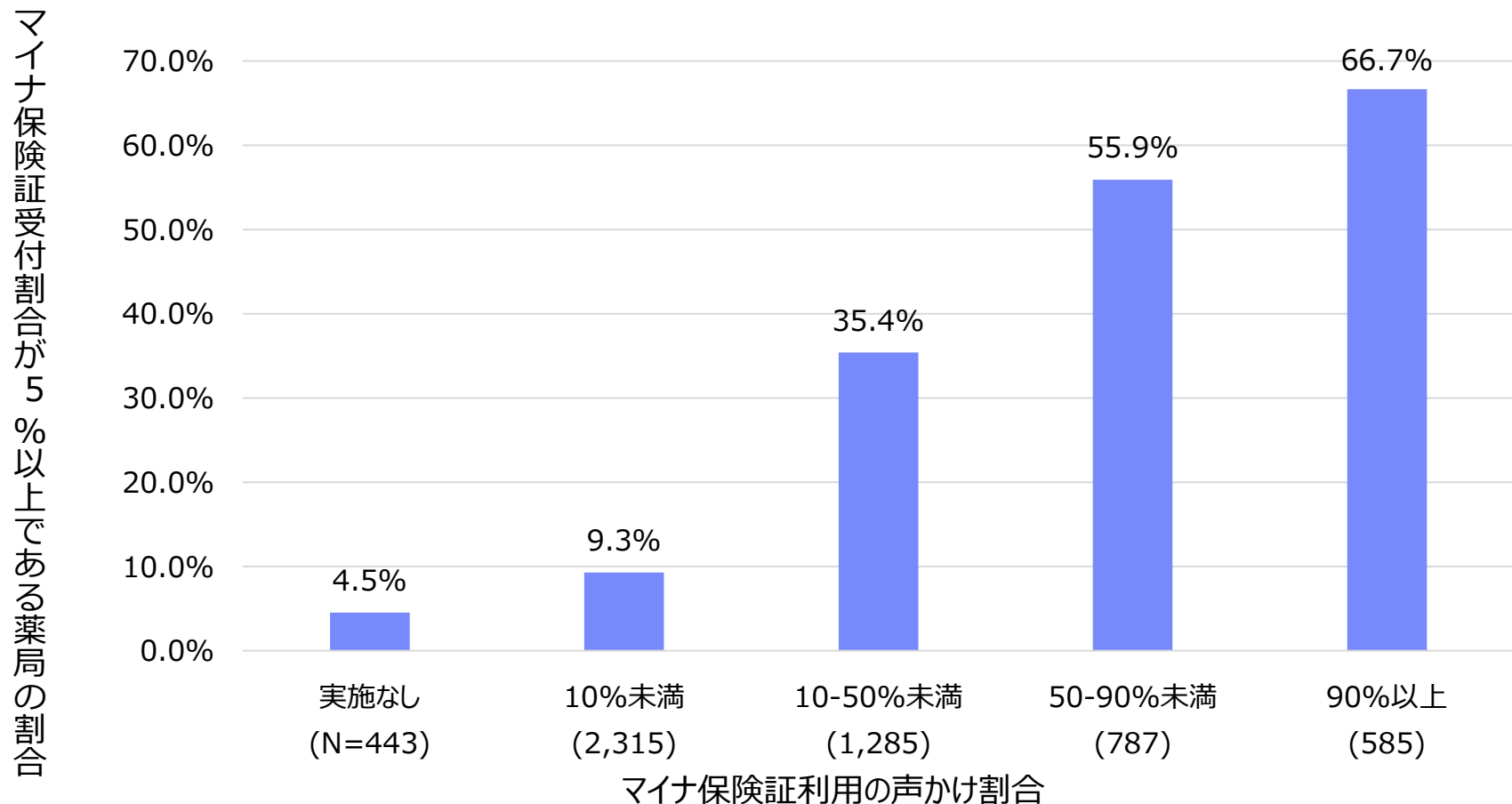
マイナ保険証受付割合

- 実績なし
- 0-1%未満
- 1-3%未満
- 3-5%未満
- 5-10%未満
- 10-15%未満
- 15-20%未満
- 20-30%未満
- 30-40%未満
- 40-50%未満
- 50%以上

マイナ保険証 声かけ × 23/11月実績 の検定

マイナ保険証の持参確認や利用の声かけ割合が高いほど、マイナ保険証受付割合が5%以上である薬局の割合が有意に高くなることが示された。

■ 声かけ割合別の、マイナ保険証受付割合5%以上である薬局の割合
カイ二乗検定の結果、すべての群間で有意差が得られ (P<0.01) 、声かけの効果が示唆された



▶ 多重比較のP値はHolm法で補正して検定した。

▶ 2024年3月NPhA薬局機能創造委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=5,415薬局)

推進ツール

■ NPhAデジタル推進委員会作成ツール

- 動画「時代は、マイナ保険証へ」：YouTube
<https://www.youtube.com/watch?v=1A1dFPLR3Ro>
- 動画・チラシデータ：NPhAホームページ（お知らせの下のバナー）からダウンロード

2024年秋、健康保険証が原則廃止になります。

時代は、**マイナ保険証**へ!

薬局での活用でもっと便利に！4つのメリット

- 1 お薬情報や特設情報の一斉管理で薬送拒否の防止も飲み合わせチェックが可能に!
- 2 確定申告書作成時の医療費控除などのデータ連携で手続きが簡単に!
- 3 過去の診療やお薬情報等のデータ連携で緊急時や災害の時でも安心!
- 4 既読・引継し時に新しい健康保険者へ手続き済みであれば健康保険証としてずっと使える!

マイナ保険証のあんしんポイント

マイナ保険証の機能や制度と上手に活用すれば、より良い医療を受けることができます。また、安心して利用していただくためのセキュリティも強化しています。

マイナ保険証のご利用には、**初回のみ、マイナンバーカードの保険証利用登録が必要になります。**

薬局での保険証利用登録方法

- STEP1 薬局のマイナンバーリーダーでマイナンバーカードを読み取る
- STEP2 マイナンバーカードを健康保険者へ登録する
- STEP3 申請完了!

【お薬手帳連携も同時に行えます】

一級社団法人 日本保険業協会

■ 動画、ポスター、チラシ、ステッカー、リーフレット

厚生労働省サイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

保険証の代わりにマイナンバーカードで**マイナ受付**!

△ご注意ください!

本年**12月2日**から
現行の健康保険証は発行されなくなります
 ※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード
 をご提示ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
 初回登録も窓口でできます

マイナ保険証
 まず、1度使ってみませんか?

マイナンバーカードを健康保険証として使ってもらえたらさまざまなメリットがあります!

Point! 薬剤情報や特定情報等の提供に同意をすると、**データを活用したより良い医療が受けられる!**
薬局には、マイナ保険証・お薬手帳・処方箋をセットでご持参ください!

Point! 限度額適用認定証等がなくても、過去に処方されたお薬情報を複数の薬局間、薬局をまたがって医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるため、事故や災害時でも安心・安全な処方を受けることができます。

厚生労働省 日本薬剤師会 JACDS

マイナ保険証をご利用ください
 -本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります-

マイナンバーカードを健康保険証として使うといいこといっぱい!

- 1 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも、指ごでの保険料が指われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- 2 マイナンバーカードで医療費控除申請が簡単にできる
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して診断に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費限度における限度額を超える支払が免除されます。
- 4 「電子処方箋」と合わせて便利に 当施設は電子処方箋対応!
過去に処方されたお薬の情報と今回処方されるお薬の情報を見合わせ、飲み合わせの悪いものがないか、効果や副作用のもらいすぎにないかなどをチェックします。
- 5 事故や災害時でもお薬情報が連携されて安心
過去に処方されたお薬情報を複数の薬局間、薬局をまたがって医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるため、事故や災害時でも安心・安全な処方を受けることができます。

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請したくことなく「**異時給証**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請したくことで「**異時給証**」が交付されます。）
 ・本年12月1日の時点でお手持いにある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最大1年間**（厚生12月1日まで）、使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1 マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です
 ① オンライン申請（マイナンバーポータルから）
 ② 郵便による申請
 ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法
 ① 薬局時間、薬局の受付（カードリーダー）で行う
 ② 「マイナンバー」から行う
 ③ セブン銀行ATMから行う

よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？
 マイナンバーカードのICチップには健康保険情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定期間変更でき、機能はロックできます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはどうしたらいいの？
 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初め医療機関・薬局を受診していただくにも健康保険証リーダーの画面で、そのままでの利用登録ができます。

どうやって受付するの？
 マイナ受付は健康保険証リーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くことで受付が完了しますので、画面の指示に沿って受付してください。

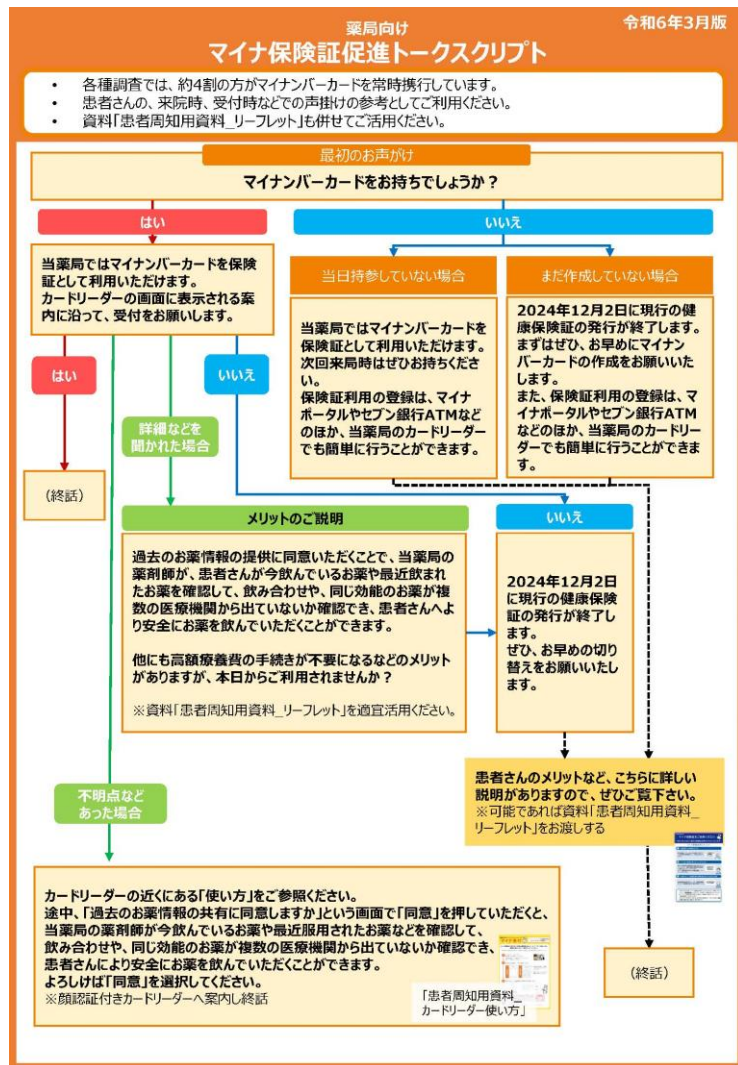
詳しくは厚生労働省サイトでご確認ください。

厚生労働省

推進ツール

■ トークスクリプト、チェックリスト

厚生労働省サイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html



利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

- 各種調査では、約4割の方が普段からマイナンバーカードを携行しています。
- 窓口・受付での声掛けや掲示の工夫がマイナ保険証の利用につながります。また、受診の際、より多くの方にマイナンバーカードを持参いただくためには、ホームページやリーフレットの見直しが有効です。ぜひ、以下のチェックリストを活用いただき、取組をお願いいたします。各種チラシやポスターについては、厚生労働省HPからダウンロード可能ですのでぜひご利用ください。（詳細は参考資料P1～2をご参照ください。）

（その1 窓口・受付対応編）

① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。 ● 持参されていない方には、「<u>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</u>」とお伝えください。 	<input type="checkbox"/>
② チラシ・ポスター等の配布・掲示	
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要</u>です。 	<input type="checkbox"/>
③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内	
マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。薬局内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
④ 担当者の配置や専用レーン等の設置	
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（マイナ保険証）を初めて利用される際に戸惑われる方もおられます。 ● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置、ポップの掲示や導線を明らかにすることなどによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。 	<input type="checkbox"/>

（その2 ホームページ等のご案内見直し編）

⑤ 「持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載	
医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「 <u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u> 」または「 <u>健康保険証</u> 」に修正をお願いいたします。	<input type="checkbox"/>

参考資料

社会保障審議会医療保険部会資料より

マイナ保険証利用促進集中取組月間(令和6年5月～7月)の実施

- 本年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、**医療機関、保険者、経済界の代表が集う日本健康会議(4月25日)**で「**マイナ保険証利用促進宣言**」を行い、これを皮切りに**5月～7月を集中取組月間として総力を挙げて取り組む。**

集中取組月間における主な取組等

① 医療現場における利用率アップ対策の抜本的見直し

- **支援金について、集中取組月間限定の一時金(最大10万円(病院20万円))として見直し**

→ 利用率の更なる底上げのため、利用人数の増加に応じ、かつ定額の給付とすることにより、医療現場にとってより分かりやすい形にすることで利用促進を促す

※ 6月からの診療報酬改定により「医療DX推進体制整備加算(80円等)」が創設されること等に伴う見直し

- **関係団体と連携し、①医療機関・薬局の窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布を徹底**(①・②ともに一時金の支給条件、①は医療DX推進体制整備加算の要件の一例とする)

- **未稼働施設や低利用率施設に対するアプローチ強化**

Ex. 未稼働の場合は、療養担当規則違反となる可能性がある旨、低利用の場合は、医療DX推進体制整備加算や一時金、療養担当規則や診療報酬に関する留意点を案内する通知を送付し、利用促進

② あらゆるメディアを動員し、集中的な広報展開

- 政府広報コンテンツ及び健康保険組合連合会が作成した動画広告などを活用して、これまでのインターネット広告に加えて、**新聞広告、TVCM、地下鉄車内放映による集中展開**

医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

○ 2024(R6)年5月～7月のマイナ保険証利用人数の増加量に応じ、最大10万円（病院は20万円）を一時金として支給。

※ 利用率の更なる底上げのため、利用人数の増加に応じ、かつ定額の給付とすることにより、医療現場にとってより分かりやすい形にすることで、医療現場の窓口において集中的に取り組んでいただくお声かけや新たなチラシ配布等の利用促進の取組を後押しする。

※ 支援金について、

- ・ 前半期（1月～5月）は現行の要件で支給。
- ・ 6月からの診療報酬改定で医療DX推進体制整備加算が設けられるとなったことから、後半期（6月～11月）の支援金を集中取組月間中の一時金制度として見直し。

※ 一時金については、2024(R6)年5月～7月のいずれかの月のマイナ保険証利用人数について、2023(R5)年10月実績及び同月利用人数からの増加量に応じて支給する。

※ ①窓口での共通ポスターの掲示と②来院患者へのお声かけマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布の徹底を一時金の支給条件とする。

※ 令和5年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設（小規模施設）については、規模に配慮した区分を設定。

10月実績からの増加人数（※下段は病院の要件）

	1人		10人		20人		30人		50人		70人		80人		
	10人	以上	40人	以上	80人	以上	150人	以上	250人	以上	350人	以上	450人	以上	
10月実績	3%未満	0	0	0	3万	5万	7万	10万							
					10万	12万	15万	20万							
	3～5%	0	0	3万	5万	7万	10万								
				10万	12万	15万	20万								
	5～10%	0	3万	5万	7万	10万									
			10万	12万	15万	20万									
	10～20%	3万	5万	7万	10万										
		10万	12万	15万	20万										
	20～30%	5万	7万	10万											
		12万	15万	20万											
30～40%	7万	10万													
	15万	20万													
40%～	10万														
	20万														

小規模施設	10月実績からの増加人数						
	1人以上	5人以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
10月実績							
3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
3～5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
5～10%	1万	1.5万					

※小規模施設であっても令和5年10月の実績が10%以上の場合や5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなる。

※小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能

(参考) マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

令和5年度補正予算
217億円

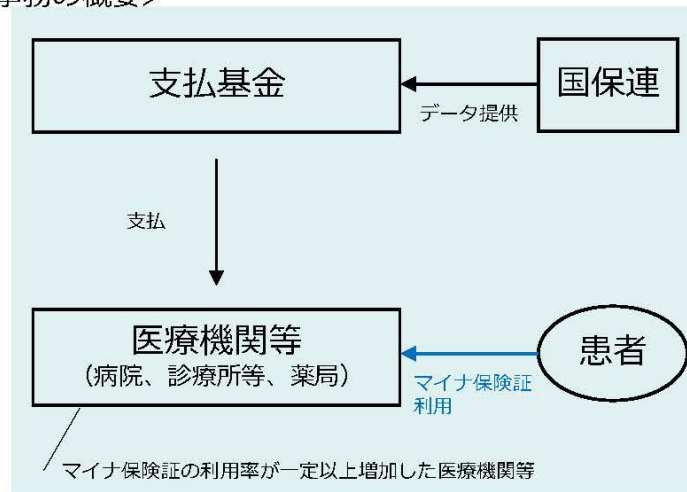
- 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

- ・概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・取組期間：2024（R6）年1月～11月〔前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月〕
- ・支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- ・事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの実績報告等は不要）

2023.10の利用率からの増加量	対象期間(2024.1～5) 支援単価	対象期間(2024.6～11) 支援単価
5 %pt以上	20円/件	-
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>



令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

<再診>

- 2点
- 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援（案）

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関1,500件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1台	2台	3台	－	－
2台の無償提供を受けた施設		－	1台	2台	3台	－
3台の無償提供を受けた施設		－	－	1台	2台	3台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1／2補助。

〔補助上限額〕

病院	1台	2台	3台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1台
	275,000



Nippon Pharmacy Association

日本保険薬局協会